

教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査

文部科学省では、昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を取りまとめ、本年2月に、各教育委員会に対して緊急対策を周知するとともに、学校における業務改善や勤務時間管理等に係る取組の徹底を依頼し、各教育委員会における学校の業務改善のための取組状況について、定期的なフォローアップを行っていくこととしている。

【調査概要】

□ 調査日 : 平成30年4月1日時点

□ 調査対象 : 都道府県教育委員会47
政令指定都市教育委員会(以下「政令市」という。)20
市区町村教育委員会(政令市を除く)1,719

□ 回答数 : すべての教育委員会1,786

※ 今回の調査は、平成28年度から実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」について、緊急対策等の内容を踏まえて項目を見直して実施したもの。

※ 公表日は、平成30年8月22日。

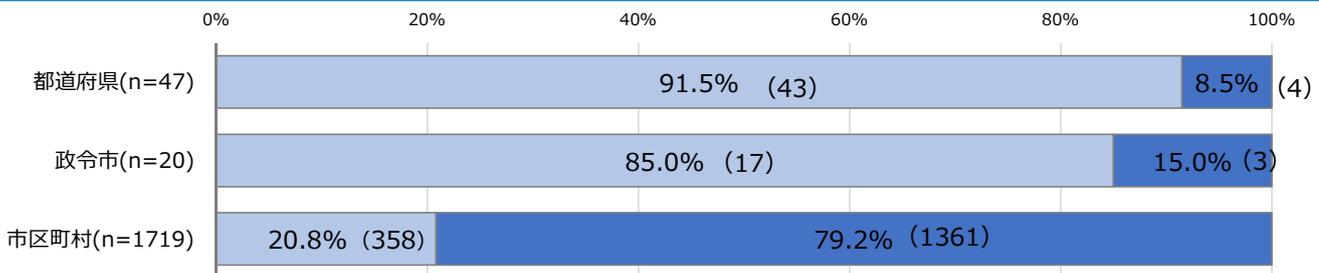
※ 都道府県・政令市・市区町村別の調査結果については、文部科学省のHPに掲載。

URL → http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520.htm

1

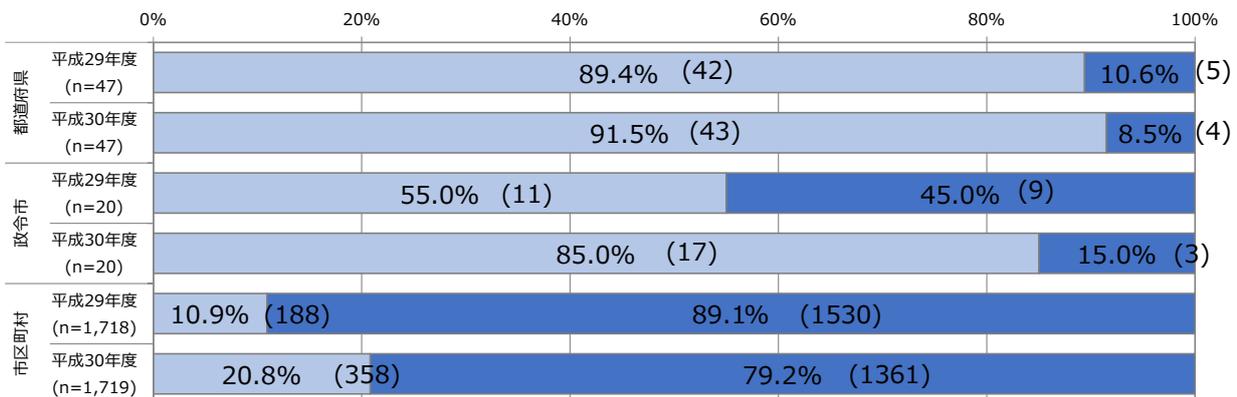
結果概要① 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会数

○所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、都道府県43(91.5%)、政令市17(85.0%)、市区町村358(20.8%)となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある。



■ ① 所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。 ■ ② 策定していない。

【参考(平成29年度調査結果との比較)】 所管する学校の業務改善方針・計画の策定状況

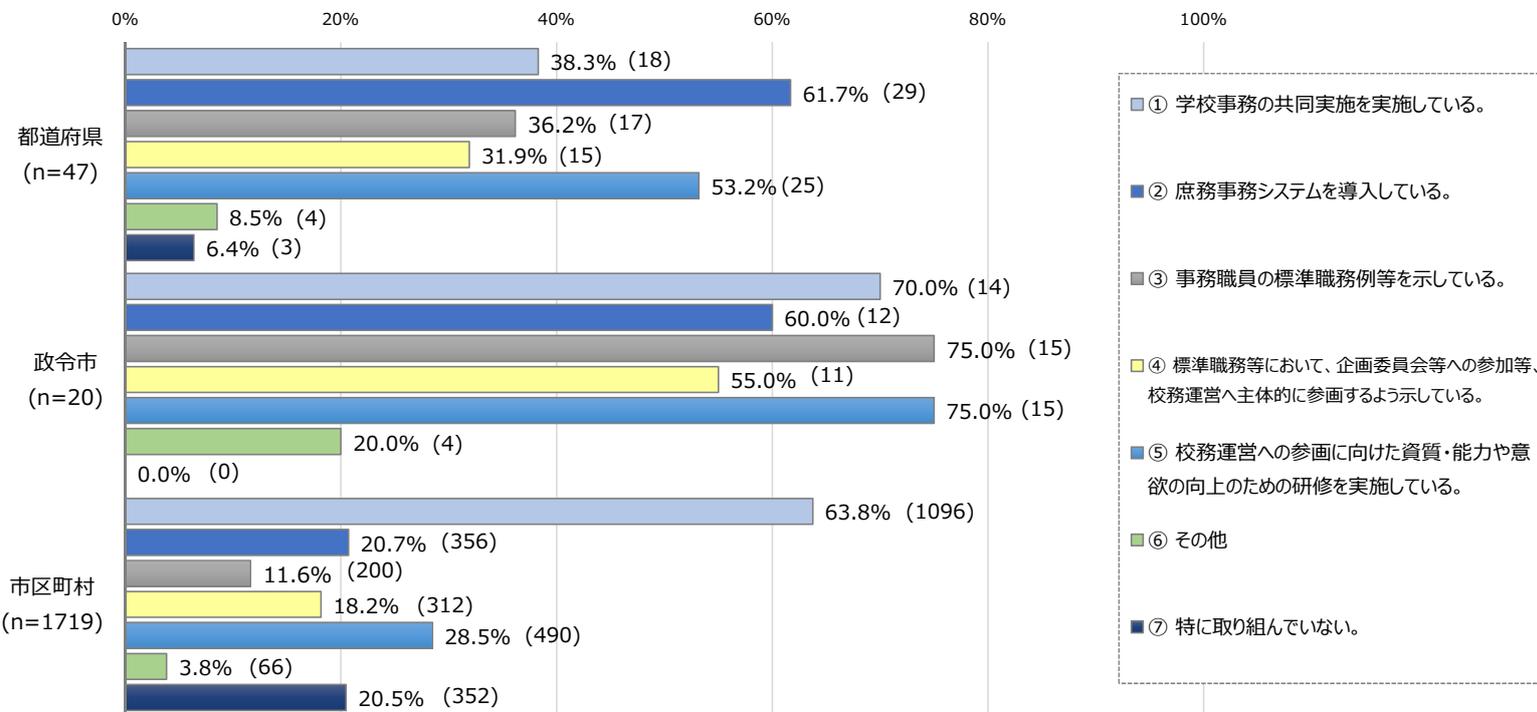


■ 策定している ■ 策定していない

2

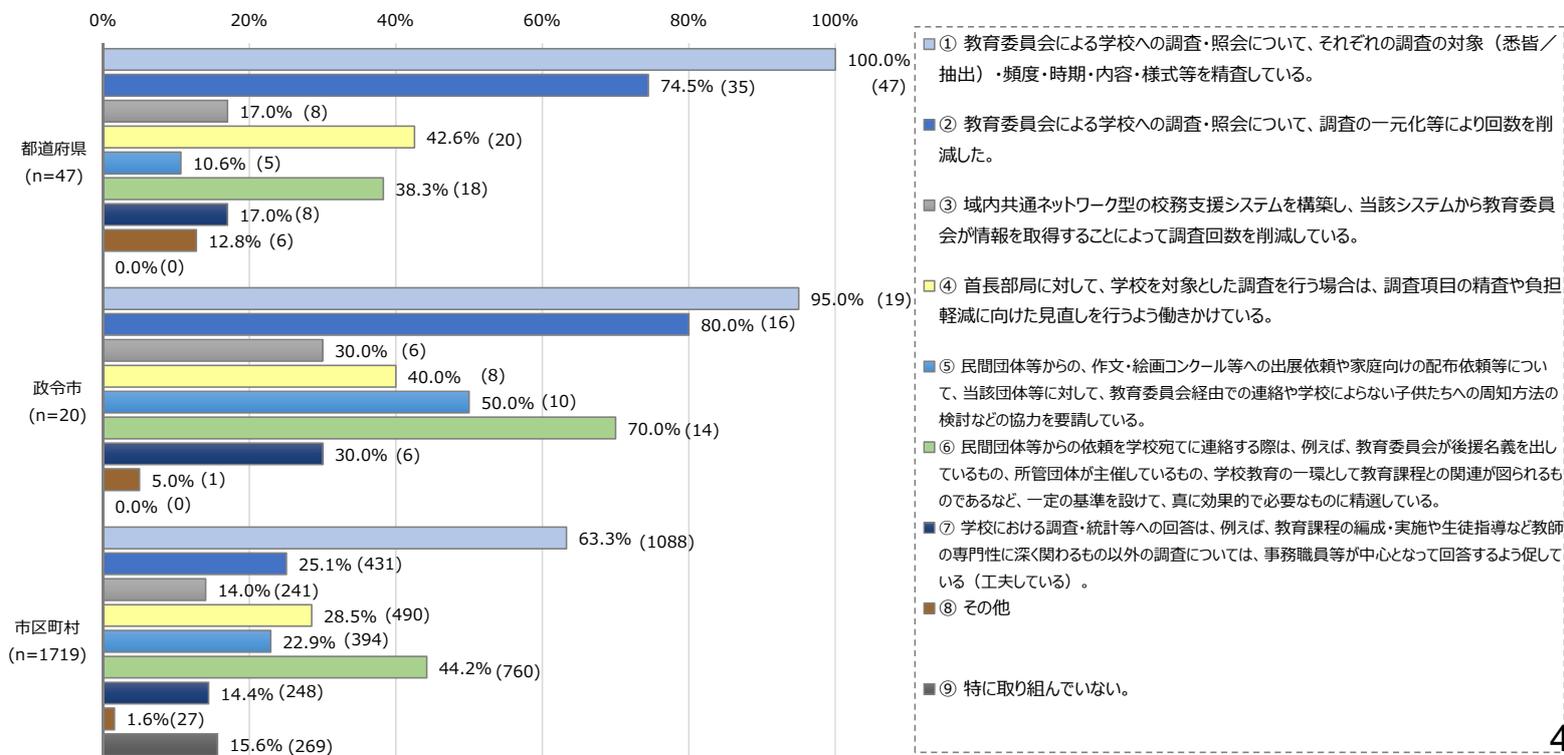
結果概要② 事務職員の校務運営への参画の推進

- 「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市14(70.0%)、市区町村1,096(63.8%)となっている。
- 「庶務事務システムを導入している」と回答した教育委員会について、都道府県や政令市はともに6割程度、市区町村は2割程度となっている。
- 「標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。」と回答した教育委員会は、都道府県15(31.9%)、政令市11(55.0%)、市区町村312(18.2%)となっており、今後国が示す事務職員の標準職務例も踏まえて取組を促進する必要がある。



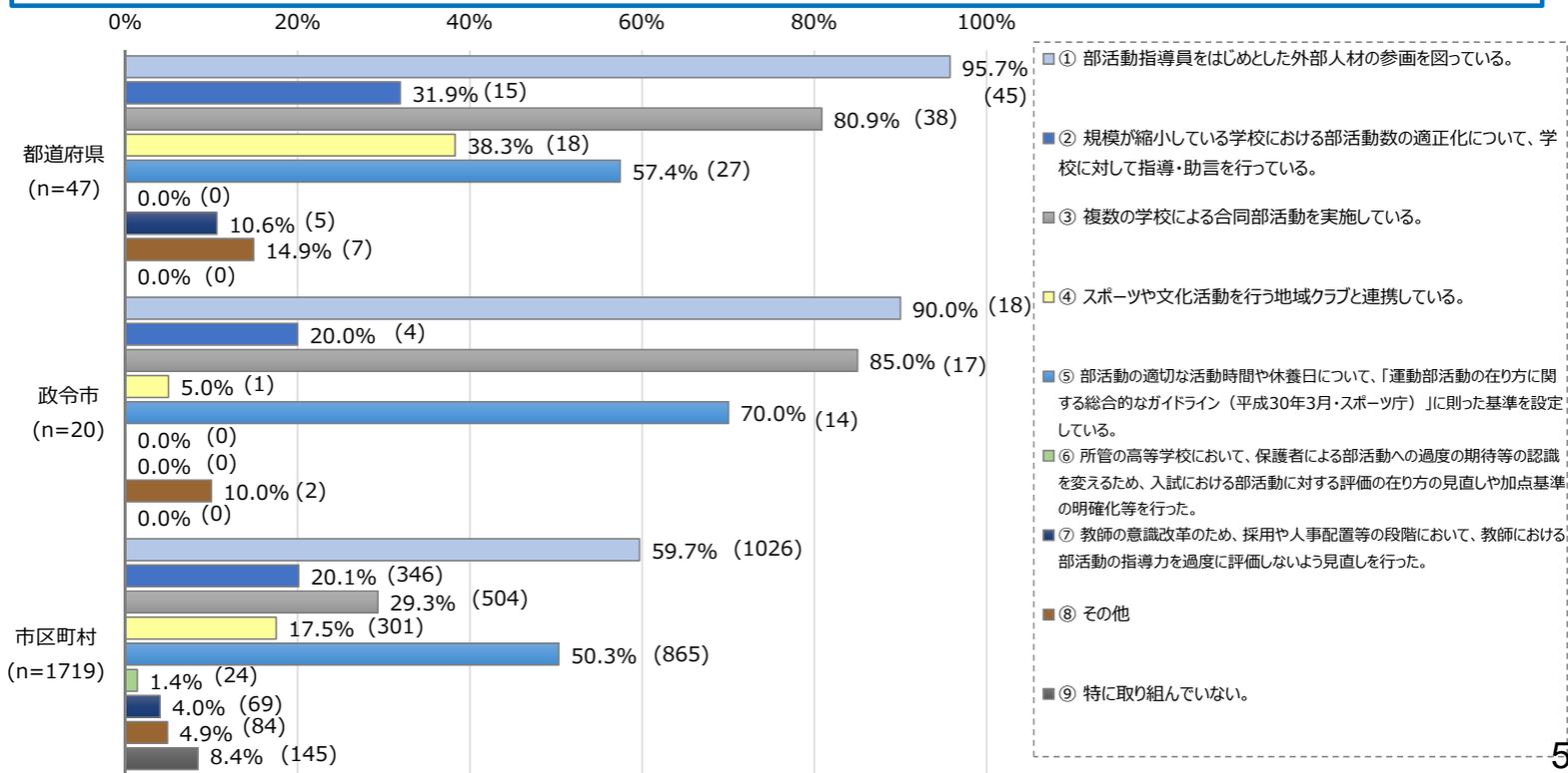
結果概要③ 調査・統計等への回答等に係る負担軽減の取組

- 「教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。」と回答した教育委員会は、都道府県47(100%)、政令市19(95.0%)、市区町村1,088(63.3%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。
- 「教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。」と回答した教育委員会は、都道府県35(74.5%)・政令市16(80.0%)と比較的多い一方で、市区町村は431(25.1%)にとどまっている。
- 「域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。」と回答した教育委員会は、都道府県8(17.0%)、政令市6(30.0%)、市区町村241(14.0%)となっている。



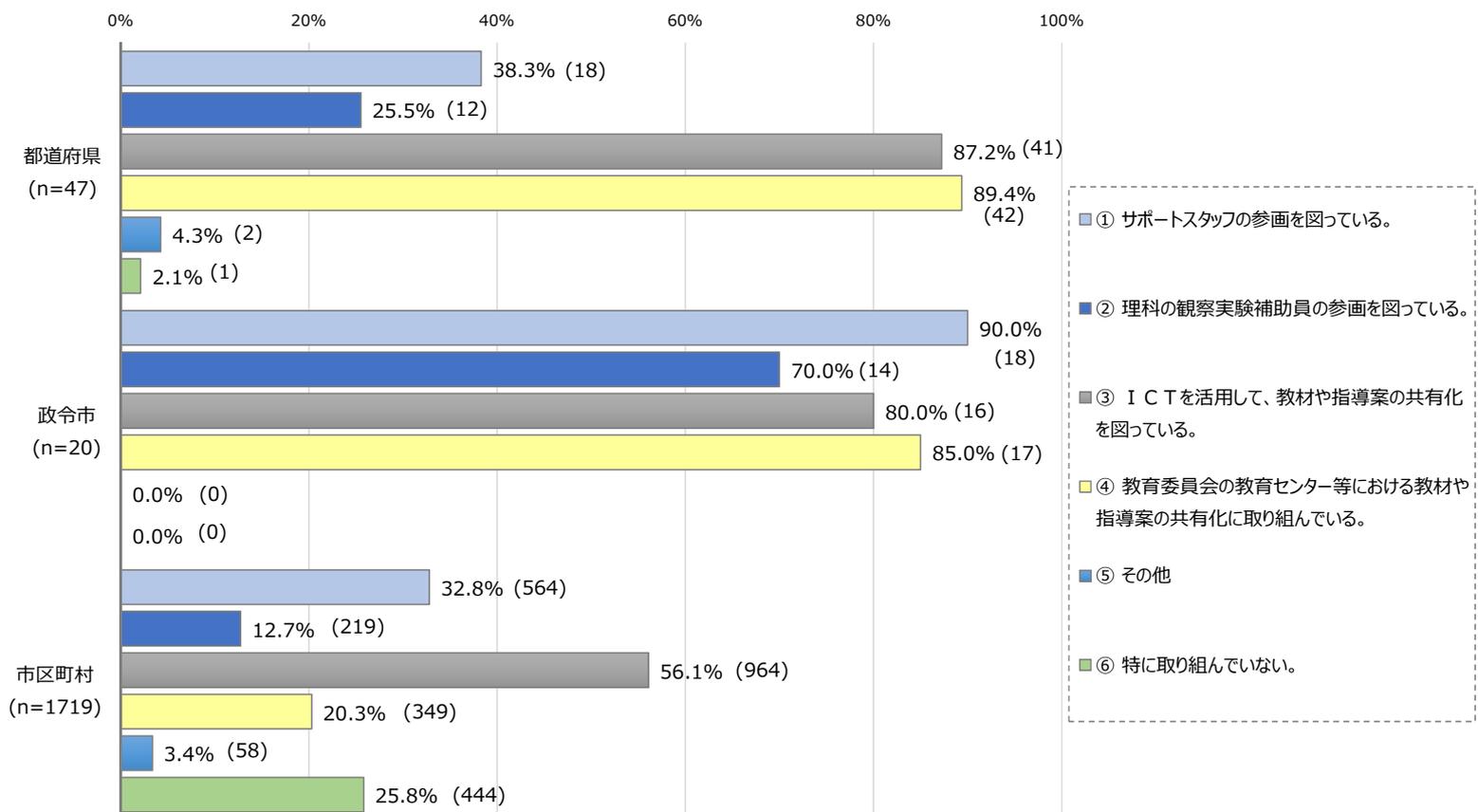
結果概要④ 部活動に係る負担軽減の取組について

- 「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45 (95.7%)・政令市18(90.0%)・市区町村1,026(59.7%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。
- 「部活動の適切な活動時間や休養日について、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)』に則った基準を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県27(57.4%)、政令市14(70.0%)、市区町村は865(50.3%)となっている。



結果概要⑤ 授業準備に係る負担軽減の取組

- 「サポートスタッフの参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市18(90.0%)、市区町村564(32.8%)と政令市の取組が特に多い状況となっている。

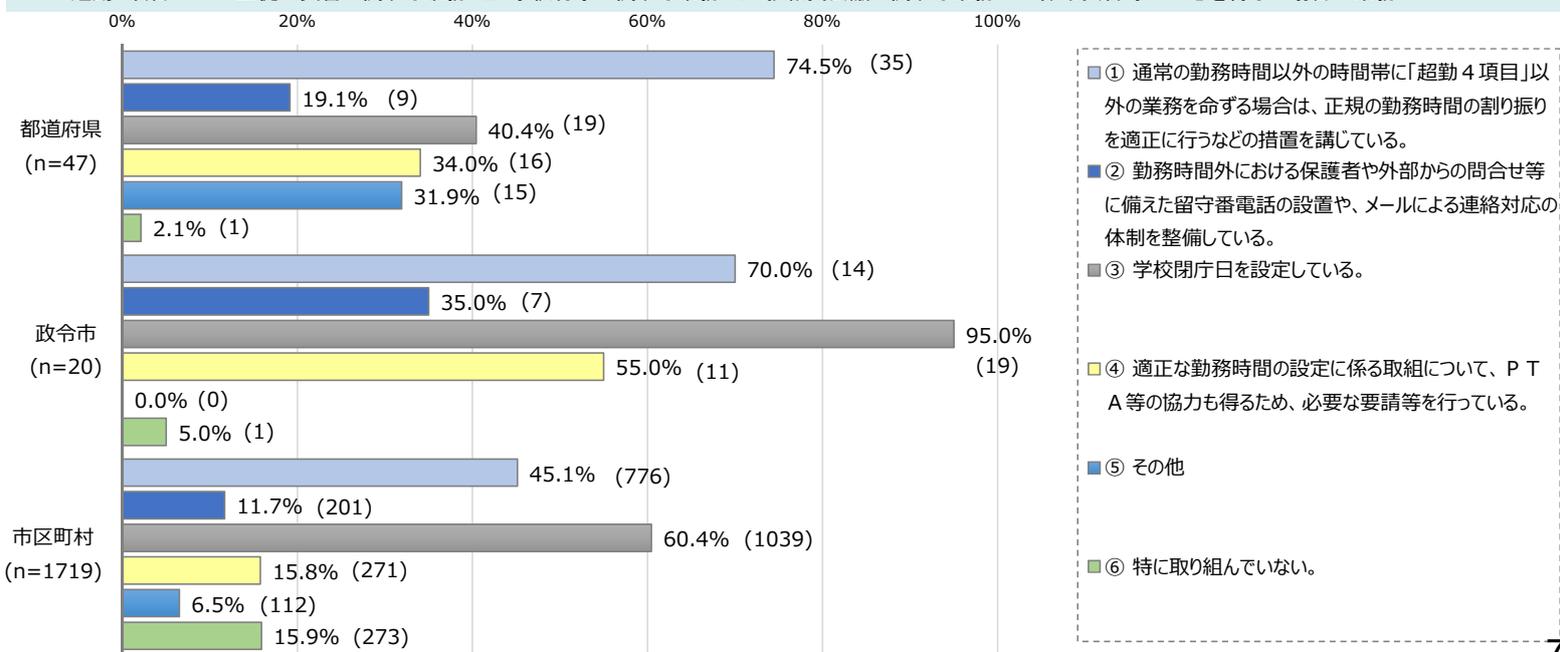


結果概要⑥ 勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて所管の学校に対して取り組んでいる内容

- 「通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目※」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。」と回答した教育委員会は、都道府県35(74.5%)、政令市14(70.0%)、市区町村は776(45.1%)となっている。
- 「学校閉庁日を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県19(40.4%)、政令市19(95.0%)、市区町村は1,039(60.4%)となっている。
- 「勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。」と回答した教育委員会は、都道府県9(19.1%)、政令市7(35.0%)、市区町村は201(11.7%)となっている。

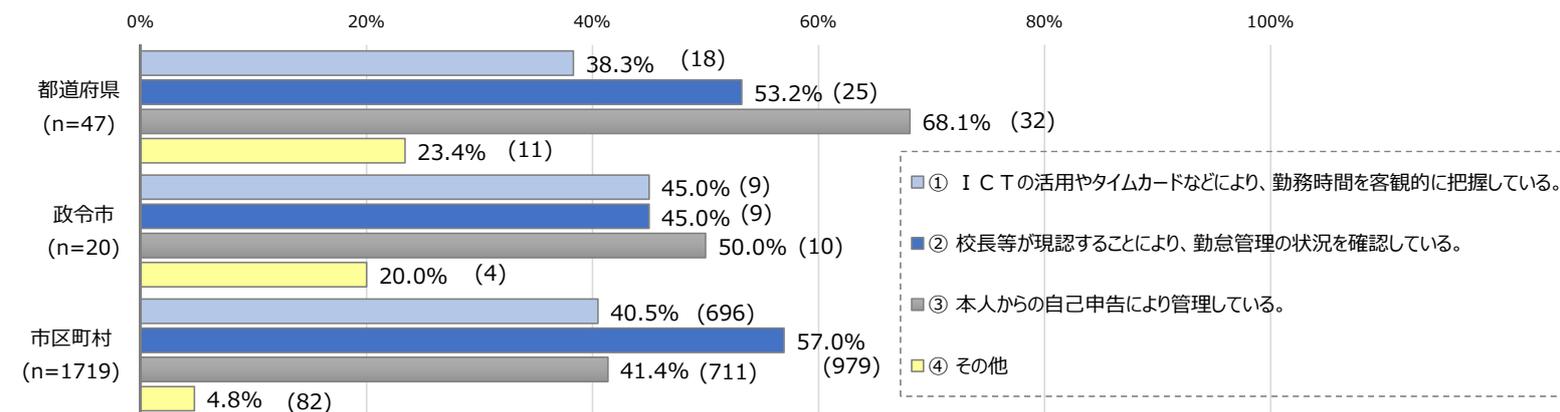
※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない場合に限ることとされている。

<超勤4項目> 1. 生徒の実習に関する業務 2. 学校行事に関する業務 3. 教職員会議に関する業務 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務



結果概要⑦ 教師の勤務時間管理の方法

- 「ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市9(45.0%)、市区町村は696(40.5%)となっており、それぞれ昨年度と比べ増加している。



【参考(平成29年度調査結果との比較)】 教師の勤務時間管理の方法(タイムカードの導入状況)

